

## ○神奈川歯科大学教員任用基準細則

平成 30 年 6 月 1 日  
制定

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、神奈川歯科大学教員任用規程における任用基準に関する、職階ごとの申請資格、審査基準について定めるものである。

### (教授の申請資格)

第 2 条 教授は、人格、見識に優れ、特に優れた教育力と豊富な教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者
- (2) 以下の教育経験のいずれかを有する者
  - ア 医歯薬系大学院修了者は 102 年以上（博士課程修了者は 10 年以上）
  - イ 医歯薬獣医系大学卒業者は 15 年以上
  - ウ その他の 4 年生大学卒業者は 18 年以上
- 次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。
  - (ア) 研究職の在職期間
  - (イ) 医療職の在職期間
  - (ウ) 公的機関の在職期間
  - (エ) その他審査委員会の承認が得られたもの
- (3) 専門領域において特に優れた知識及び経験を有する者
- (4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定指導医以上、又は同等の指導能力を有すること。

### (教授の審査基準)

第 3 条 教授の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文 10 編以上、内筆頭 5 編以上
- (2) 人文科学、教育学系教養系等の教授においては、第 1 号の基準、ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績
- (3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）
- (4) 教育実績（講義、演習、実習など）

### (准教授の申請資格)

第 4 条 准教授は、人格、見識に優れ、優れた教育能力と豊富な教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。

- (1) 博士又は修士の学位（外国においては博士又は修士に相当する学位）を有する者
- (2) 以下の教育経験のいずれかを有する者

- ア 医歯薬系大学院修了者は 7 年以上（博士課程修了者は 6 年以上）  
イ 医歯薬獣医系大学卒業者は 12 年以上  
ウ その他の 4 年生大学卒業者は 15 年以上
- 次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。
- （ア）研究職の在職期間  
（イ）医療職の在職期間  
（ウ）公的機関の在職期間  
（エ）その他審査委員会の承認が得られたもの
- (3) 専門領域において優れた知識及び経験を有する者  
(4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定指導医以上、又は同等の指導能力を有すること。
- （准教授の審査基準）
- 第 5 条 准教授の任用における審査基準は以下の通りとする。
- (1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文 8 編以上、内筆頭 4 編以上  
(2) 人文科学、教育学系教養系等の准教授においては、第 1 号の基準、ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績  
(3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）  
(4) 教育実績（講義、演習、実習など）
- （講師の申請資格）
- 第 6 条 講師は、人格、見識に優れ、優れた教育能力と教育経験を有する者で、次の各項の全てに該当しなければならない。
- (1) 博士又は修士の学位（外国においては博士又は修士に相当する学位）を有する者  
(2) 以下の教育経験のいずれかを有する者  
ア 医歯薬系大学院修了者は 5 年以上（博士課程修了者は 3 年以上）  
イ 医歯薬獣医系大学卒業者は 109 年以上  
ウ その他の 4 年生大学卒業者は 1211 年以上
- 次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。
- （ア）研究職の在職期間  
（イ）医療職の在職期間  
（ウ）公的機関の在職期間  
（エ）その他審査委員会の承認が得られたもの
- (3) 専門領域において優れた知識及び経験を有する者  
(4) 臨床科学系教員の場合は、学会等で資格が設けられている領域においては認定医以上、又は同等の資格を有すること。
- （講師の審査基準）

第7条 講師の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 著書（単著もしくは十分な共著）又は原著論文5編以上、内筆頭2編以上
- (2) 人文科学、教育学系教養系等の講師においては、第1号の基準ないしは同等とみなせる業績、又は教育実績
- (3) 学内外の教育分野における特に優秀な実績（行政、機構、協会、学会、研究会、シンポジウム、ワークショップ、委員会などの実績）
- (4) 教育実績（講義、演習、実習など）  
（助教の申請資格）

第8条 助教は、人格、見識に優れ、教育に取り組む情熱を有する者で、次の各項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位（外国においては博士に相当する学位）を有する者
- (2) 修士の学位（外国においては修士に相当する学位）を有し、さらに2年以上の教育歴を有する者
- (3) 学士の学位（外国においては学士に相当する学位）を有し、さらに4年以上の教育歴を有する者

次の期間は教育歴とみなすことができるものとする。

- (ア) 研究職の在職期間
  - (イ) 医療職の在職期間
  - (ウ) 公的機関の在職期間
  - (エ) その他審査委員会の承認が得られたもの
- (4) その他、専門領域において特別に優れた知識や経験を有する者  
（助教の審査基準）

第9条 助教の任用における審査基準は以下の通りとする。

- (1) 筆頭著書あるいは筆頭原著論文1編以上
- (2) 教養系等の助教においては、第1号の基準ないしは同等とみなせる業績、又は教育業績

（助手の申請資格）

第10条 助手は、人格、見識に優れた者で、次の各項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 学士の学位（外国においては学士に相当する学位）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者  
（助手の審査基準）

第11条 助手の任用においては、以下の各項に基づき審査する。

- (1) 人格、見識及び健康状態
- (2) 学歴
- (3) 分野長、学系長、部長等の推薦

(4) その他、学長が必要と定める事項

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部変更施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から一部変更施行する。